

原規放発第 2007177 号
令和 2 年 7 月 17 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

放射線審議会会长 甲斐 優明

鉱山保安法施行規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する
技術的基準の改正について（答申）

令和 2 年 2 月 27 日付け 20200219 保第 2 号をもって諮問のあった事項につい
ては、妥当である。

経済産業省

20200219 保第2号
令和2年2月27日

放射線審議会
会長 神谷 研二 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

鉱山保安法施行規則及び関係告示に係る放射線障害の防止に関する技術的基準の改正について（諮問）

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）及び鉱山保安法施行規則に基づき経済産業大臣が定める基準等（平成十七年経済産業省告示第六十一号）について、別添のとおり改正を行うことについて、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和三十三年法律第百六十二号）第六条の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(別添)

鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）及び関係告示の改正要綱

1. 眼の水晶体の線量限度等

(1) 放射線業務従事者の眼の水晶体の線量限度を次のとおり改めること。

【告示】

① 令和3年4月1日及びその5年後ごとの4月1日を始期とする5年間につき100ミリシーベルト

② ①に規定するほか、4月1日を始期とする1年間につき50ミリシーベルト

(2) 眼の水晶体の線量限度を改めるにあたり、5年間の合計線量の記録を追加すること。【施行規則】

2. 眼の水晶体の線量当量の測定及び算出

(1) 使用施設に立ち入った者の受けた等価線量の測定及び算定については、以下の規定を追加すること。【告示】

① 眼の水晶体測定の等価線量を算定するための測定については、眼の近傍その他適切な部位について3ミリメートル線量当量を測定することによって行うことができる規定。

② 眼の水晶体の等価線量の算定については、3ミリメートル線量を選択肢とする規定。

【参考：意見具申との対応関係】

本改正要綱の項目	「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」の項目
1. (1) ①・②	5. 1 関係
1. (2)	
2. ①・②・③	5. 2. ① (2) 関係

以上